

10 国境を越えるサービスの貿易（本則）

石川知子*

I. 概要

1. 国境を越えるサービスの貿易（第 10 章、以下「サービス章」）総論

A) 定義（10.1 条）及び適用範囲（10.2 条）

「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」とは、(a) 締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供、(b) 締約国の領域における他の締約国の者に対するサービスの提供、(c) 締約国の国民による他の締約国の領域におけるサービスの提供をいい、対象投資財産によって行われる締約国の領域におけるサービスの提供を含まない。ただし、市場アクセス（10.5 条）、国内規制（10.8 条）、透明性（10.11 条）の各規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、対象投資財産によって行われる締約国の領域におけるサービスの提供に影響を及ぼすものについても適用する（ただしサービス章及び同章附属書のいかなる規定も、投資章が規定する投資家と国との間の紛争解決の対象とはならない。10.2 条(a) *。金融サービス（定義は 11.1 条）、政府調達、航空サービス等一定のサービス又は措置は、本章の適用範囲から除外される（10.2 条 3。なお、金融サービスにつき 11 章、政府調達につき 15 章がそれぞれ別個の規律を定める。）。

B) 無差別待遇（10.3 条、10.4 条）、市場アクセス（10.5 条）、現地拠点（10.6 条）

各締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者（内国民待遇、10.3 条）及びその他のいずれかの締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者（最恵国待遇、10.4 条）に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。内国民待遇につき、地域政府に関しては、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国のサービス提供者に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする（10.3 条 2）*。

市場アクセスに関し、締約国は、(a)(i) サービス提供者の数の制限、(a)(ii) サービスの取引総額又は資産総額の制限、(a)(iii) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限及び(a)(iv) サービス提供に必要であり、かつサービス提供に直接関係する自然人の総数の制限、並びに(b) サービスを提供する事業体につき特定の形態を制限又は要求する措置、を採用又は維持してはならない（10.5 条）。締約国は、

*+ いしかわ ともこ／名古屋大学国際開発研究科准教授

* = 「II. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、現地における拠点設置や居住要件を課してはならない（10.6条）。

C) 適合しない措置（10.7条）

内国民待遇（10.3条）、最恵国待遇（10.4条）、市場アクセス（10.5条）及び現地における拠点（10.6条）につき、締約国が維持するこれらの規定に適合しない「現行の措置」であって、中央政府及び地域政府により維持され、附属書 I の自国の表に記載する措置及び地方政府が維持する措置並びにその継続又は即時の更新は、これらの各義務の適用対象外とする（10.7条 1(a)(b)）*。これらの措置の改正及び修正に対しては、当該改正又は修正の直前における当該措置と上記各義務との適合性の水準を低下させない場合に限り、これらの義務の適用を免れる（10.7条 1(c)）（ベトナム→附 10C 適用）。締約国は、地域政府が適用する上記措置につき、これが他の締約国に関連する国境を越えるサービスの提供に重大な障害をもたらすと認める場合には協議を行う（10.7条 3）。内国民待遇（10.3条）、最恵国待遇（10.4条）、市場アクセス（10.5条）及び現地における拠点（10.6条）の規定は、附属書 II の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない（10.7条 2）*。

D) 国内規制（10.8条）及び承認（10.9条）

（国内規制）締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての措置が合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する（10.8条 1）。各締約国は、自国の政策目的を実現するため、サービスの提供について規制を行い、及び新たな規制を導入する権利を有することを認めつつ、資格要件、資格の審査手続、技術上の基準及び免許要件に関する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該措置が透明性等一定の基準に適合することを確保するよう努める（10.8条 2）。締約国は、サービスの提供のために許可を受けることを要求する場合には、自国の権限ある当局が、合理的な期間内の決定通知、申請拒否理由の可能な範囲での通知等一定の行為を行うことを確保する（10.8条 4）。締約国はその他、許可に係る手数料、免許又は資格要件に関する試験、自由職業化の能力評価手続につき一定の義務を負う（10.8条 5,6,7）。ただし、これらの規定は、附属書 I の留保規定を理由として内国民待遇（10.3条）又は市場アクセス（10.5条）の規定に基づく義務の対象とならない措置のうちの義務に適合しない点及び附属書 II の締約国の表における留保事項の規定を理由としてこれらの規定に基づく義務の対象とならない措置については、適用しない（10.8条）。

（承認）締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するにあたり、10.9条 4 に規定する要件（下記）に従い、他の締約国又は非締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他

の方法により行うことができるものとし、当該他の締約国又は非締約国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる（10.9条1）*。10.4条（最恵国待遇）のいかなる規定も、他の締約国又は非締約国との関係で上記承認を行った締約国に対し、その他のいずれかの締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない（10.9条2）。締約国は、自国の基準（上記）を適用するに当たり、締約国の間又は締約国と非締約国との間における差別の手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない（10.9条4）。

E) 利益の否認

締約国は、他の締約国のサービス提供者が、非締約国の者によって所有され、又は支配されている企業である場合において、当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを採用し、又は維持するときは、当該他の締約国のサービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる（10.10条1）*。また、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配されている企業であって、当該締約国以外のいずれの締約国の領域においても実質的な事業活動を行っていないものである場合には、上記と同様に利益の否認を行うことができる（10.10条2）。

F) 透明性

各締約国は、この章の規定の対象となる事項に関連する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（10.11条1）*。

G) 支払及び資金の移転

各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連して行われる全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める

（10.12条1）*。各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連して行われる資金の移転及び支払が、自由利用可能通貨により移転の時点の市場における為替相場で行われることを認める（10.12条2）。1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転又は支払を妨げ、又は遅らせることができる。(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護、(b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引、(c) 法の執行又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する財務報告又は記録の保存、(d) 刑事犯罪、(e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保（10.12条3）*。

2. 例外及び一般規定（第 29 章）との関係

第 29 章のうち、サービス章に適用がある例外規定は次のとおりである。29.1 条 3（サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。）、29.2 条（安全保障のための例外）、29.3 条（一時的なセーフガード措置）、29.4 条（租税に係る課税措置）、29.6 条（ワイタング条約）。

3. 附属書 10-A（自由職業サービス）*

A) 一般規定

2 カ国又はそれ以上の締約国が、職業上の資格、免許又は登録に関する事項につき対話を開始することに相互に関心を示した場合、各締約国は、自国の領域内の関係機関と協議する。各締約国は、自国の関係機関に対し、職業上の資格の相互承認や免許付与・登録手続の円滑化につき関係機関の間で対話を開始することを奨励する。締約国は、外国のサービス提供者が当該国で保有する免許等に基づき、一時的又はプロジェクト毎の免許又は登録を採用することを考慮できる。

B) エンジニアリングのサービス、建築サービス及び法律サービス

締約国は、エンジニアリングのサービス及び建築サービスにつき、APEC エンジニア及び APEC 建築士登録を行う関係機関に対し、相互承認にかかる取極めを締結することを奨励する。法律サービスにつき、締約国が外国人弁護士及び国境を越える法律実務活動を規制する、又は規制しようとする場合には、自国の関係機関に、外国人弁護士は、彼らの母国の管轄地において当該法にかかる実務活動を行う権利に基づき実務活動を行えるものであること等、列挙された一定の事柄につき考慮することを奨励する。

C) 自由職業サービス作業部会

一般規定に定める協議等の活動を円滑化するため、自由職業サービス作業部会を設置すること並びにその機能及び運用につき定める。

4. 附属書 10-B（急送便サービス）

「郵便独占事業者」（自国の領域内において、1 つの郵便事業者を、特定の集荷、輸送及び納入サービスの唯一の提供者とする措置と定義される。）を維持する締約国は、その独占の範囲を客観的な基準に基づき定めなければならない。急送便サービスにつき、締約国は、少なくとも各締約国が本協定署名の日に提供する市場アクセスのレベルを維持するとの希望を確認する。ある締約国において、他の締約国が上記レベルを維持していないと認められた場

合には、当該他の締約国に対し協議を要請することができる。各締約国は、その領域内において、自国の郵便独占事業者がその独占的地位を、9.4条（内国民待遇）、10.3条（内国民待遇）、10.5条（市場アクセス）の各義務に反する態様で活動するために濫用しないことを確保する。各締約国は、他の締約国の急送便サービスの提供者に対し、許可又は免許の条件として、普通郵便サービスの提供を要求してはならない。

5. 附属書 10-C（適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度）

ベトナムにつき、本協定発効の日から3年間は、10.7条1(c)（適合しない措置）の規定にかかわらず、10.3条（内国民待遇）、10.4条（最恵国待遇）、10.5条（市場アクセス）及び10.6条（現地における拠点）の各義務は、ベトナムにつき本協定が発効した日に存在する措置と、これらの各義務との適合性の水準を低下させない限りにおいて、適用されない。ベトナムが、当該改正の直前における当該措置と上記各義務との適合性の水準を低下させるであろう措置の改正を行おうとする場合、当該改正を行う日の少なくとも90日前に、他の締約国に対し、当該改正の詳細にかかる情報を提供しなければならない。

II. 解説・コメント

《定義》 本章は、「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」の定義から、「対象投資財産によって行われる締約国の領域におけるサービスの提供」を明示的に除いている。わが国がこれまで締結したEPAの中で、同様の限定を置くものとして [日・メキシコ EPA](#)（106条(a)）、[日・チリ EPA](#)（116条(c)）が挙げられる（やや異なる規定を置くものとして [日・ペルーEPA](#)101条3）。これに対し、わが国の他のEPAは一般に、「サービスの貿易」をGATS1条2項にならう形で定義しており、「一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）」を明示的に含めている（例：[日モンゴル EPA](#)7.2条(m)(iii)）。TPP10.1条を含め前者の種類の規定は、サービス貿易の態様のうちいわゆる「第3モード」については投資章の適用範囲に含め、サービス章を適用しないこととしつつ、投資章に規律がない義務であるところの市場アクセス（10.5条）、国内規制（10.8条）、透明性（10.11条）の各規定についてはなお、第3モードについてもサービス章を適用する旨定めるものである。これに対し、後者の種類の規定は、投資章とサービス章との間の「調整」規定を置き、一定の義務の対象となる事項に関し、投資章の規定とサービス章の規定とが抵触する限度において、サービス章の規定が優先すると定める（例：[日モンゴル EPA](#)10.1条2）。両者のアプローチを比較するに、後者が、投資章とサービス章の各規定が抵触するか否かにつき実質的な判断を要することに対し、TPP10.1条を含む前者は、投資活動を構成する「業務上の拠点を通ずる態様による」サービス提供につき、サービス章

からカーブアウトし、投資章が規定しない市場アクセス等の主要な義務に限りサービス章を戻って適用させるものであるから、投資章との適用関係に関し、より明確なアプローチを採用したものと評価できる。

《無差別待遇》 10.3 条及び 10.4 条は、他の締約国及びサービス提供者に対し「同様の状況において」それぞれ内国民待遇及び最恵国待遇を与える義務を規定する。わが国がこれまで締結した EPA の多くは、サービス章における内国民待遇及び最恵国待遇につき、「同様の状況において」との表現を採用せず、GATS17 条 1 項（内国民待遇）及び 2 条（最恵国待遇）と同様「同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇」との比較において内国民待遇及び最恵国待遇を与える義務を規定する（例：日モンゴル EPA7.3 条 1 及び 7.4 条 1）。他方、TPP10.3 条及び 10.4 条と同様に「同様の状況において」と規定するものとして、日ペルー EPA104 条（内国民待遇）及び 105 条（最恵国待遇）、日メキシコ EPA98 条（内国民待遇）及び 99 条（最恵国待遇）等があるが、TPP10.3 条がこれらの前例と比較してもさらに異なる点は、冒頭、「内国民待遇及び最恵国待遇に規定する『同様の状況』において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいてサービス又はサービス提供者を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。」との注を置く点である（なお、TPP においては、同様の注釈は投資章 9.4 条（内国民待遇）にも存在する。）。かかる注釈は、これまでわが国が締結した EPA にはみられない新規のものであるところ、無差別待遇の重要な判断要素である「同様の状況」につき、当該待遇の公益性を含む「状況の全体」を広く判断基準とすることを明示する点、締約国の規制権限への配慮を示したものと評価できる。もっとも、同注釈が無差別待遇の判断において実際にどのような影響を与えるかについては、今後の実務の集積を待つ必要がある。さらに、地域政府間で異なる待遇の措置を採用する可能性に配慮した 10.3 条 2 の規定（TPP における同様の規定として投資章 9.4 条 3）は、わが国のこれまでの EPA にはみられない規定である。なお、TPP 上、「地域政府」は「地方政府」と区別され、その定義は、各国につき附属書 1-A（締約国別の定義）に定めるところに従う（第 1 章（冒頭の規定及び一般的定義）1.3 条）。

《適合しない措置》 10.7 条は、留保を次の二種類に分けて行っている。(a) 現在留保：「現行の措置」（協定発効時に存在する措置）が留保の対象であり、これらの措置の改正又は修正は、留保に係る各義務との適合性の水準を低下させない限りにおいて留保の対象となるが、仮に、留保に係る内国民待遇（10.3 条）、最恵国待遇（10.4 条）、市場アクセス（10.5 条）及び現地における拠点（10.6 条）の各義務との適合性の水準を低下させるような改正又は修正が行われた場合には、かかる改正又は修正は留保の対象と認められない（10.7 条 1）。(b) 包括的留保：限定された分野及び留保すべき内容を、将来にわたって上記各義務の適用対象外に置くものであり、包括的留保の概要に記載された範囲内であれば、留保に係

る各義務との適合性の水準を低下させる効果を有する改正や新たな規制の導入を行っても、それ自体がこれらの各義務との不整合の問題を生じさせることはない（10.7 条 2）。

《承認》 10.9 条 1 にいう承認は、日本のサービス提供者と同じ資格を与えることを想定したものではなく、資格を有する日本のサービス提供者と同等の資格を有すると認めることによって日本のサービス提供者と同じ活動を出るようになるものである。具体例として、わが国は、オーストラリアとの間で、平成 15 年に APEC エンジニア・プロジェクトのもとにおける技術士資格の相互承認を行うための協力文書に署名し、これによって、例えば、オーストラリアの APEC エンジニア登録簿に登録されている技術士は、日本における 1 年間の実務経験等を条件に、日本においても技術士登録を受けることができる。

《利益の否認》 わが国がこれまで締結した EPA サービス章においては、[日スイス EPA](#) を除きいずれにも利益の否認条項がおかれている。これらの EPA のうち、[日シンガポール EPA](#) を除く全ての EPA サービス章においては、TPP10.10 条が規定する利益の否認事由に加え、関連第三国との間の外交関係不存在を利益の否認事由として規定する点において TPP10.10 条と異なる。

《透明性》 わが国がこれまでに締結した EPA のサービス章において、「規制に係る利害関係者からの照会への回答」につき規定するものとして日ペルー EPA110 条(a)が存在するが、TPP10.11 条 1 がかかる回答のための適当な仕組みを維持し、又は設けることを義務として規定することと異なり、日ペルー EPA110 条(a)は、「この章の規定の対象となる事項に関連する規制に関し、利害関係者からの照会に可能な範囲内で応ずるよう努める」と努力義務を規定するに留まる。ただし、TPP10.11 条 1 は、続けて「適当な仕組みを維持し、又は設ける義務を履行するに当たっては、小規模な行政機関の資源及び予算の制約を考慮することを必要とすることがある。」との注釈を置くことにより、かかる義務の履行の実務的制約に配慮を示している。

《資金の移転》 TPP10.12 条 1 は「サービスの提供に関連して行われる全ての資金」の移転及び支払を義務の対象とするところ、わが国がこれまで締結した EPA のうち、日ペルー EPA を除く全ての EPA は、サービス章における資金の移転条の対象を、「經常取引のための資金」に限定している。IMF 協定 30 条(d)は、「經常取引のための支払」を、次のとおり定義する。「經常取引のための支払とは、資本移動を目的としない支払をいい、次のものを含むが、これらに限定されない。(1) 外国貿易、役務を含むその他の經常的業務並びに正常な短期の銀行業務及び信用業務に関する行うすべての支払、(2) 貸付けに対する利子及びその他の投資による純収入に係る支払、(3) 貸付けの賦払償還又は直接投資の消却のための多額でない支払、(4) 家族の生計費のための多額でない送金」。したがって、TPP10.12 条 1

は、經常取引のための資金に加え、資本取引のための資金も資金の移転条の対象とする点で、これらの EPA よりも義務の範囲を広く設定するものである。

TPP10.12 条 3 が規定する法令の例として、TPP10.12 条 3 (b)に関し、金融商品取引法第 211 条 1 項（委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができる。）が挙げられる。

《附属書 10-A (自由職業サービス)》わが国がこれまでに締結した EPA のサービス章は、資格の相互承認につき、「一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。」（日マレーシア EPA103 条 1 項）といった規定を置くが、本附属書の一般規定は、これに加え、締約国に対し、一定の場合に関係機関と協議する義務、関係機関同士の対話を奨励する義務等、これまでのわが国の規定よりも具体的な規定を置くものと評価される。

III. 備考および更新情報

ver.2 : 附属書 10-A (自由職業サービス)、附属書 10-B (急送便サービス)、附属書 10-C (適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度) について加筆したほか、「解説・コメント」につき、日本の EPA につきそれぞれリンクを貼付する修正を行った。

ver.2.1 : I. 3 以下の見出しを一部改め、改行を補正した。